

現場説明書

業務名 鯉田共同浄水場送水ポンプ外4件修繕
履行場所 飯塚市 鯉田外4箇所 地内
履行期間 契約締結の日の翌日 から 令和5年3月31日 まで

記

- 1 工程については、監督員と十分な打合せを行い、かつ履行期間を厳守すること。
なお、履行中、疑義が生じた場合は、監督員に通知し指示を受けること。
- 2 履行にあたっては、災害防止に留意するほか、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例の特定事業場に関する規定を遵守すること。
なお、履行に起因して事故等が発生した場合は、監督員に報告し、受注者の責任において一切を解決すること。
- 3 履行に伴う苦情は、監督員に報告し、すみやかに処理すること。
- 4 仕様書になくとも技術上または、履行上必要と認められる軽微なものについては、監督員の指導の下に履行すること。
- 5 履行にあたっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働災害の防止に努め、また、履行中の交通事故防止について、特に留意すること。
- 6 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - (1) 飯塚市が発注する業務委託（以下「業務委託」という。）において、暴力団員等による不当要求又は業務委託妨害（以下「業務委託妨害」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、業務委託妨害があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
 - (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、発注者に報告すること。
 - (3) 業務委託において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
- 7 履行における資材の管理には、特に注意し、破損、盗難及び物件人身事故がないよう配慮すること。また、火災には充分注意し、消火対応を構築しておくこと。
- 8 履行前、履行中、しゅん工写真の撮影は、テープ、スケール等を明確にあて履行寸法の確認ができるような写真を工種毎に整理し写真帳にまとめて提出すること。
- 9 発注者は検査後、請求を受けた日から30日以内に請負代金を支払うものとする。